

令和8年度 保育園・認定こども園入園案内

～ 令和8年度に保育園等に入園を希望されているみなさんへ ～
町内保育園・認定こども園の入園案内をご紹介します。

保育園・認定こども園（保育認定（2・3号））

《入園基準》入所できる児童は、保護者のいずれれもが次のいずれかの事由に該当する場合に限ります。

- ①就労 ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障害
④親族の常時看護・介護 ⑤災害復旧 ⑥継続的な求職活動
⑦就学 ⑧虐待やDVの恐れがあることなど

《支給認定区分》年齢基準日：令和8年4月1日

【2号認定】3歳以上で上記に該当することも

【3号認定】満3歳未満で上記に該当することも

■申請書配付開始日・場所

10月1日(水)・健康こども課窓口

■申請書受付期間・場所

10月15日(水)～11月20日(木)・健康こども課窓口

※土・日曜日及び祝日を除く

高砂保育園 問合せ ☎66・0287

- キリスト教会を設立母体とし、キリスト教的博愛精神に基づいた保育を行っています。
- 心身ともに健やかで落ち着いたこどもを育てていきます。集中力を培います。
- 心を込めた手作りの給食、おやつで健康を支えます。

たけのこ保育園 問合せ ☎66・0383

- 一人ひとりのこどもに目を向け手厚い保育体制を取っています。
- 自然の味を大切にした手作りの給食です。
- 丈夫な身体とみずみずしい感性、人間の土台をゆっくり、そしてしっかりと培っていくことを保育の柱にしています。

幼稚園型認定こども園（教育認定（1号））

3歳以上の児童をお預かりする幼稚園と保育園の機能を併せ持った施設です。

保育園の機能（2号認定）は、上記のとおり役場で受付を行います。

《支給認定区分》年齢基準日：令和7年4月1日

【1号認定】3歳以上で教育を希望することも

■申請書配付開始日・場所

【1号認定】11月4日(火)・認定こども園長瀬幼稚園にて願書受付時に配付

認定こども園長瀬幼稚園 問合せ ☎66・0356

- 少人数制のもと、一人ひとりに寄り添う教育・保育をおこなっています。
- 幸福感、自己肯定感、主体的意欲、学習の基礎を培う「ムーブメント教育・療法」を実施。
- 幼児教育の原点「フレーベル教育」を正課授業に導入。

◎留意事項 保育園・認定こども園とも入所審査の結果は、2月上旬に通知する予定です。

問合せ 健康こども課 子育て支援担当
☎66・3111（内線134・135）

10月は「里親月間」です！

さまざまな事情で自分の家族と暮らせない子どもたちが、現在、県内で、約1800人います。

里親制度は、そんな子どもたちを深い愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育していただくものです。里親になるには、登録が必要です。子どもたちの健やかな成長を見守る力になってください！

○里親登録のステップ

里親登録されるまでには、原則として以下のような手続きが必要になります。

里親制度についての説明



受け入れのための研修・調査



里親登録

※知識や経験のない方でも、研修や実習を経て里親登録の申請ができます。

○里親の種類

養育里親	様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親です。
専門里親	養育里親のうち、虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。
養子縁組里親	養子縁組によって、子どもの親（養親）となることを希望する里親です。
親族里親	実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親です。

○里親には、迎え入れる子どもの養育費として里親手当（養子縁組里親・親族里親を除く）、生活費、学校教育費、子どもの医療費などが支給されます。

○子どもの受け入れ前に一定の交流期間を設け、児童相談所がマッチング・サポートをします。

○子どもの受け入れ後も、管轄の児童相談所がサポートを行います。

○里親制度にご興味を持たれた方は、熊谷児童相談所（☎048・521・4152）にお問い合わせください。

問合せ 埼玉県熊谷児童相談所 里親推進担当
〒360-0014 熊谷市箱田5-13-1
☎048・521・4152
✉k230967@pref.saitama.lg.jp（代表）

10月から12月は滞納整理強化期間です。～ストップ！滞納～

町税は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた期限（納期限）までに自主的に納めていただくものです。

大多数の方が期限までに納付されていますが、残念ながらごく一部の方は滞納している状況にあります。

税負担の公平性及び税収入を確保するため、当町をはじめ県内63市町村と埼玉県では「県税・市町村税 滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ！滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

当町では、悪質な滞納者に対する差押の強化など滞納の解消に向けた取組を行ってまいります。

皆様には、納期内納付・早期納付にご協力をお願いします。

問合せ 税務会計課 管理担当 ☎66・3111 内線112

滞納処分例

